

第67回商工優良従業員表彰実施要綱

1. 趣 旨

優良従業員は企業の宝ともいわれ、その存在はただちに企業の繁栄に貢献するばかりでなく、地域社会発展に寄与するところ大なるものがある。

本商工会議所は、当地商工業界におけるこれら従業員の功を称え、労をねぎらうとともに商工関係従業員の資質の向上と勤

労意欲の高揚、ひいては雇用の安定と商工業の存立発展に資するため、商工優良従業員の表彰を実施する。

2. 表彰の日時

令和7年11月26日(水) 午後2時 開式予定
午後3時 終了予定

3. 表彰の対象および区分

(1) 被表彰者は、当所会員事業所の従業員(パート・アルバイト含む)に限る。

(2) 表彰の区分は次のとおりとする。

① 1号該当者

同一事業所に10年以上勤務し成績優秀なもの。

この表彰については、10年を増す毎に段階区分を設ける。

30年以上の勤続者は日本商工会議所ならびに小浜商工会議所表彰とする。

② 2号該当者

勤続3年以上10年未満で、特に功績が顕著であって他の模範とするに足るもの。

4. 表彰方法

表彰状および記念品を贈呈してこれを行う。

5. 被表彰者の決定

事業主の推薦に基づき、会頭の承認を経て決定する。

6. 被表彰者の推薦

(1) 同一事業所からの被表彰者の推薦は次によるものとする。

① 1号該当者の場合、推薦人員は制限しない。

② 2号該当者の場合、下記のとおりとする。

事業所の従業員数	推薦人員
10人未満	1人
10人以上 30人未満	2人
30人以上 50人未満	3人

50人以上100人未満	4人
100人以上	5人

- (2) 推薦期日
令和7年10月24日(金)まで(期日厳守)
- (3) 推薦書様式
別紙の「被表彰候補者推薦書(様式第1)」のとおり。
- (4) 提出先
次のいずれかの方法にて提出
①小浜商工会議所窓口へ直接持参
②当所へ郵送(〒917-0078 小浜市大手町5-32)

7. 勤続年数の計算の要領

- (1) 令和7年10月31日をもって何年何ヶ月と計算する。
- (2) 事業所内に合併、譲渡または組織、商号、内容等の変更があっても事実上同一事業所が存続し、引き続き勤務する場合は勤続年数を中断しない。

8. 経費の分担

- (1) 表彰実施に要する経費は、当所の事業費および被表彰者の所属する事業主分担金をもってこれに当てる。
- (2) 事業主分担金については下記のとおりとする。

区分		事業主分担金(1名あたり)
1号該当者	勤続10年以上20年未満	10,000円
	勤続20年以上30年未満	13,000円
	勤続30年以上	16,000円
	以降10年ごとに区分を設ける。但し負担金は30年以上と同じ。	
2号該当者	勤続3年以上10年未満	7,000円

※分担金は消費税の課税対象外となり、課税仕入には該当しません。

- (3) ご納入方法
被表彰者の決定後、当所から送付する負担金請求書により納入。

9. その他

- (1) 前回までの表彰者は対象外とする。但し、上位区分の表彰に該当するものについてはこの限りではない。
- (2) 過年度の会費に未納のある事業所からの推薦については表彰の対象としない。
- (3) 推薦書にご記入頂いた情報は、表彰の審査、商工会議所からの各種連絡・情報提供のために利用するほか、社名・個人名については、商工会議所会報、ホームページ

等で公開することがあります。

- (4) この要綱に定めるものの他、表彰実施に必要な事項は常議員会にて決定する。